

(裏)

使用状況に関する事項

氏名・続柄を記入し、該当する□にレ印を付けてください。

氏 名	身体障害者等との続柄	身体障害者等との生計関係又は世帯の状況
身体障害者等	本 人	<input type="checkbox"/> 身体障害者等のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他の世帯
申請者（納税義務者）		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている <input type="checkbox"/> 生計を異にしている
運転者		<input type="checkbox"/> 生計を一にしている <input type="checkbox"/> 生計を異にしている

身体障害者等のみの世帯で、生計を異にしている常時介護者が運転する場合は、記入してください。

常時介護者	住 所
	氏 名
	電話番号

身体障害者等のために軽自動車等を使用する目的について、該当する□にレ印を付けて、名称等を記入してください（複数選択可）。

※専ら（使用時間のうちおおむね7割以上）身体障害者等のために使用していることが要件となります。

- 通 院 （病院名等）
- 通 学 （学校名等）
- 通 所 （施設名等）
- 買 物
- その他 （

上記のとおり、専ら身体障害者等のために軽自動車等を使用します。

申請者（納税義務者）氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記様式第50号及び別記様式第50号の2の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規

定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第11号

建築基準法第42条第2項の規定による道の指定の変更について

建築基準法第42条第2項の規定による道の指定（平成8年宇治市告示第66号）の一部を変更し、次の道について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を廃止しましたので、告示します。

令和3年2月2日

宇治市長 松村 淳子

変更年月日 令和3年1月22日

変更に係る道の位置 宇治市伊勢田町ウトロ51番27、51番28、51番40の各一部

変更に係る道の延長 89.00メートル

変更に係る道の幅員 4.00メートル

(掲示済)

宇治市告示第14号

指定管理者の指定について

近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場の指定管理者に、宇治市指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）第6条第1項の規定により、次の者を指定したので、同条第3項の規定により告示します。

令和3年2月12日

宇治市長 松村 淳子

所在地 大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号

堂島TSSビル5階

名称 株式会社駐輪サービス

代表者 代表取締役 白井 和夫

指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

宇治市公告第2号

横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。また、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づき予定価格等を事後公表する工事です。

令和3年1月29日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 横島関連面整備（十一その5）管渠建設工事

(2) 工事場所 宇治市横島町十一地内ほか

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長 L=692.9m

推進工 VPφ200 L=100.2m

SPφ300 L= 4.8m

SPφ350 L= 7.6m

開削工 VUφ200 L=580.3m

人孔工 N=31箇所

取付管工 N=21箇所

汚水樹設置工 N=21箇所

舗装工（t=5cm、10cm及び15cm） A=1,510㎡

立坑工 一式

薬液注入工 一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和3年12月28日まで 300日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における土木一式の総合評価値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。

② 技術者として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成22年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。

③ 会社として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成27年度以降のものに限る。）を有すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
 (1 1) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(1 2) 「宇治市競争参加者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

- a) 配置予定推進工事技士調書
 b) 配置予定監理技術者調書1
 c) 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書2

(配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)

③ 配置予定現場代理人調書

(配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和3年1月29日 午前9時から

令和3年2月4日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和3年1月29日 午前9時から

令和3年2月4日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和3年2月9日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和3年1月29日 午前9時から

令和3年2月4日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和3年1月29日 午前9時から

令和3年2月10日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和3年2月16日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和3年2月22日 午前9時から午後6時まで

令和3年2月24日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和3年2月25日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ

ならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の

100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

- (4) 新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇

治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員告示第1号

宇治市監査委員事務執行規程を、次のとおり定める。

令和3年1月28日

宇治市監査委員

宇治市監査委員事務執行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇治市監査委員条例（昭和39年宇治市条例第4号）第4条の規定に基づき、監査委員の事務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の3第1項の規定による代表監査委員（以下「代表監査委員」という。）は、監査委員の合議により選任する。

2 代表監査委員の任期は、代表監査委員に選任された監査委員の任期による。

3 代表監査委員は、監査委員事務局の職員の任免その他監査委員の庶務に関する事務を処理する。

4 代表監査委員は、あらかじめその職務を代理する監査委員を指定しなければならない。

(監査委員協議会)

第3条 監査委員は、事務の執行に関し必要な事項を協議するため、監査委員協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の会議は、代表監査委員が招集する。

3 代表監査委員は、協議会の会議において必要があると認めるときは、監査委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 協議会の会議に付議する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監査委員の職務の執行に関すること。
- (2) 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の計画に関すること。
- (3) 監査等の実施に関すること。
- (4) 監査等の結果の報告、公表、勧告、意見等に関すること。
- (5) 監査基準に関すること。
- (6) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (7) その他監査委員の事務の執行に関し、協議の必要があると認められること。

5 第2項の規定にかかわらず、代表監査委員は、やむを得ない理由により協議会の会議の開催が困難な場合は、付議する事項の内容を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)を監査委員に送付し、意見を聴くことにより、会議の開催に代えることができる。

(会議録)

第4条 協議会の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議を開催した日時及び場所（当該場所に存しない監査委員が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 付議した事項の内容
- (4) その他監査委員が必要があると認めた事項

2 協議会に出席した監査委員は、議事録を確認するものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、監査委員の事務の執行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

